

地域主権改革(児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)の基準関係)について

家庭福祉課

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

児童福祉施設の基準について、廃止又は条例委任する。

都道府県が設置する児童自立支援施設の職員の身分規定を廃止する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

1. 児童福祉施設の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、

(I) ○従業員の資格及び員数

○居室の面積基準

○利用者及び家族に対する人権侵害の防止等に関する事項(懲戒権の乱用禁止など)

などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。 = 「従うべき基準」

(II) その他の設備及び運営に関する基準については、国の基準を参考にすればよい。 = 「参酌すべき基準」

(※) 都道府県、政令指定都市、中核市

○生活指導及び家庭環境の調整

○関係機関との連携 等

2. 児童自立支援施設の職員に関する規定は、廃止する。

1. 児童福祉施設の最低基準について

→ 地域主権改革推進一括法案を、平成22年通常国会に提出(平成22年3月5日)。

施行:平成23年4月

※ただし、施行から1年間は、自治体が条例を定めるまで、国が参酌すべき基準として定めるものを、最低基準とみなすこととなる。

2. 児童自立支援施設の職員の身分に関する規定について

→ 平成22年度中に実施(平成22年1月29日 構造改革特別区域推進本部決定)

○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案改正後の児童福祉法(傍線が改正予定部分)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

○改正に伴う経過措置

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
------------------------	-------------------

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第二条関係）	3
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第三条関係）	11
○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第四条関係）	17
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第五条関係）	18
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第六条関係）	20
○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第七条関係）	22
○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）（第八条関係）	25
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第九条関係）	29
○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）（第十条関係）	34
○ へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（抄）（第十一条関係）	35
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第十二条関係）	37
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）	38
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）	44
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）（抄）（第十五条関係）	49
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）（第十六条関係）	50
○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）（第十七条関係）	52
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第十八条関係）	53
○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十九条関係）	90
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第二十条関係）	100
○ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）（抄）（第二十一条関係）	109

改正案	現行
<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（略）</p> <p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならぬ。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p> <p>③ 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項</p>	<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（略）</p> <p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならぬ。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p>

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の都道府県の条例で定める基準を遵守し、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、

当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項に

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、

② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

③ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ

関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条―第三条）
- 第二章 総務省関係（第四条―第八条）
- 第三章 文部科学省関係（第九条―第十二条）
- 第四章 厚生労働省関係（第十三条―第二十条）
- 第五章 農林水産省関係（第二十一条―第二十五条）
- 第六章 経済産業省関係（第二十六条―第三十条）
- 第七章 国土交通省関係（第三十一条―第三十八条）
- 第八章 環境省関係（第三十九条―第四十二条）

附則

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の十二中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第三十条の二中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条の二」に、「並びに第四十八条」を「及び第四十八条」に改める。

第四十五条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「並びに里親の行う養育」を削り、「について、」の下に「条例で」を加え、「最低基準」を「基準」に改め、同条第二項中「及び里親」を削り、「前項の最低基準」を「第一項の基準」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の

確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条第一項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改め、同条第三項及び第四項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五十条第六号及び第六号の二中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改め、同条第七号中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第三十九條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條（道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。）、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條から第七條まで、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（構造改善特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三

十七条、第三十八条、第四十条及び第四十三条の規定 平成二十三年四月一日

三 第三条の規定及び附則第四十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅

い日

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第四十五条第二項

<p>第十五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十三条において「新老人福祉法」という。）第十七条第一項</p>	<p>新老人福祉法第十七条第二項</p>
<p>第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この表及び附則第四十三条において「新障害者自立支援法」という。）第三十条第一項第二号イ及びロ</p>	<p>新障害者自立支援法第三十条第二項</p>
<p>新障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項</p>	<p>新障害者自立支援法第四十三条第三項</p>
<p>新障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項</p>	<p>新障害者自立支援法第四十四条第三項</p>
<p>新障害者自立支援法第八十条第一項</p>	<p>新障害者自立支援法第八十条第二項</p>
<p>新障害者自立支援法第八十四条第一項</p>	<p>新障害者自立支援法第八十四条第二項</p>

理 由

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

1 都道府県防災会議の都道府県地域防災計画の作成又は修正に係る内閣総理大臣への協議を報告とすること。

2 内閣総理大臣は、都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

3 都道府県相互間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行うこと。

二 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正（第二条関係）

基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

三 内閣府設置法の一部改正（第三条関係）

1 内閣府の所掌事務として、次のイ及びロを規定するものとする。 （内閣府設置法（以下三にお

いて「法」という。）（第四条関係）

イ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

ロ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどること。

2 内閣府に、重要政策に関する会議として、地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を置くものとする。 （法第十八条関係）

3 会議の所掌事務等（法第二十五条の二関係）

イ 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(イ) 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。

(ロ) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連する重要事項であつて地方公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関し、それぞれ(イ)又は(ロ)に規定する大臣に意見を述べること。

(二) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

ロ 地域主権改革担当大臣は、その掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項について、会議に諮問することができるものとする。

ハ 会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項に関し、地域主権改革担当大臣に意見を述べることができるものとする。

4 会議は、議長及び議員十五人以内をもって組織するものとする。 (法第二十五条の三関係)

5 議長 (法第二十五条の四関係)

イ 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。

ロ 議長は、会務を総理するものとする。

6 議員 (法第二十五条の五関係)

イ 議員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(イ) 内閣官房長官

(ロ) 地域主権改革担当大臣

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる者のほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ニ) (ハ)に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ホ) 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

ロ 議長は、(イ)から(ハ)までに掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

ハ (イ)及び(ホ)に掲げる議員は、非常勤とするものとする。

7 6のイ(ホ)に掲げる議員の任期は、三年とするものとする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 (法第二十五条の六関係)

8 事務局 (法第二十五条の七関係)

イ 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

ロ 事務局に、事務局長その他の職員を置くものとする。

ハ 事務局長は、関係のある国会法第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職（内閣総理大臣その他の國務大臣を除く。）を占める者のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てるものとする。

ニ 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理するものとする。

9 資料提出の要求等（法第二十五条の八関係）

イ 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

ロ 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、イに規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

10 3から9までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（法第二十五条の九関係）

第二 総務省関係（第二章関係）

一 消防組織法の一部改正（第四条関係）

消防の広域化に関する推進計画の策定について努力義務化し、その内容について例示化すること。

二 地方公務員法の一部改正（第五条関係）

人事委員会の職階制に適合する給料表に関する計画の立案に係る規定を削除すること。

三 地方公営企業法の一部改正（第六条関係）

1 利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務を廃止し、減債積立金等の使途に係る規定、資本剰余金の源泉別の積立に係る規定及び資本剰余金の使途に係る規定を削除し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できるとする、並びに議会の議決を経て、資本金の額の減少を行うことができることとする。

2 欠損の処理の規定のうち繰越しに係る政令委任規定を削除すること。

3 企業団の監査委員の定数に係る規定を削除すること。

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正（第七条関係）

1 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村に対する、総合整備計画の策定の義務付けを「できる」規定化すること。

2 総合整備計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

3 総合整備計画のうち例示化及び努力義務化した事項に関する、都道府県知事との協議の義務付けに係る規定を削除すること。

4 総合整備計画に関し、都道府県が協力して講じようとする措置の計画の策定の義務付けを努力義務化すること。

五 石油コンビナート等災害防止法の一部改正（第八条関係）

石油コンビナート等防災計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 学校教育法の一部改正（第九条関係）

市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならない

ものとする。

二 文化財保護法の一部改正（第十条関係）

地方公共団体が、国の所有に属し、又は国の機関が占有する土地を発掘する際の、関係各省各庁の長その他の国の機関との協議に係る規定を削除すること。

三 へき地教育振興法の一部改正（第十一条関係）

都道府県は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、へき地学校等を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するものとともに、へき地手当の月額等について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第十二条関係）

市町村の教育委員会が、その所管に属する学校（その職員のうち、に県費負担教職員である者を含むものに限る。）について、学校運営協議会を置く学校の指定を行おうとする際の、都道府県教育委員会との協議に係る規定を削除すること。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第十三条関係）

1 指定知的障害児施設等

イ 都道府県は、指定知的障害児施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 児童福祉施設

イ 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

(ロ) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 その他所要の改正を行うこと。

二 医療法の一部改正（第十四条関係）

1 医療計画に定めるものとされている事項のうち、地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に關し必要な事項について

は、医療計画に定めるよう努めるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 老人福祉法の一部改正（第十五条関係）

1 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

2 1の条例を定めるに当たっては、イ〜ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ニに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

ロ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

ハ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 養護老人ホームの入所定員

四 職業能力開発促進法の一部改正（第十六条関係）

1 都道府県は、職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても行うことができるものとする。

2 都道府県又は市町村は、厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するた
め必要があるときは、他の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみ
なして行うことができるものとする。

五 林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正（第十七条関係）

都道府県知事が、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定め、又は変更しようとするに際し必
要な農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、基本計画を定め、又は変更し
ようとするときは、あらかじめ、林業労働力の確保の促進に関する法律第四条第二項第三号及び第四号
に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

六 介護保険法の一部改正（第十八条関係）

1 基準該当居宅サービス

イ 都道府県は、基準該当居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

2 基準該当介護予防サービス

イ 都道府県は、基準該当介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する

基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 指定居宅サービス

イ 都道府県は、指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

4 指定地域密着型サービス

イ 市町村は、指定地域密着型サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

5 指定介護老人福祉施設

イ 都道府県は、指定介護福祉施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たつては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

6 介護老人保健施設

イ 都道府県は、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者等の基準並びに介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たつては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

(ロ) 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、

適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

7 指定介護療養型医療施設

イ 都道府県は、指定介護療養施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護療養施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

(ハ) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

8 指定介護予防サービス

イ 都道府県は、指定介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ) (ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

9 指定地域密着型介護予防サービス

イ 市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関

する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ) (二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして

厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

10 その他所要の改正を行うこと。

七 障害者自立支援法の一部改正（第十九条関係）

1 基準該当障害福祉サービス

イ 都道府県は、基準該当障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ) (ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(ハ) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員

2 指定障害福祉サービス

イ 都道府県は、指定障害福祉サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ) (ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(ハ) 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 指定障害者支援施設等

イ 都道府県は、指定障害者支援施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準

を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積

(ハ) 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であつて、障害者のサービスの適切な利用、適切な

処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム

イ 都道府県は、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数

(ロ) 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積

(ハ) 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であつて、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員

5 障害者支援施設

イ 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

(ロ) 障害者支援施設に係る居室の床面積

(ハ) 障害者支援施設の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 障害者支援施設に係る利用定員

6 その他所要の改正を行うこと。

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第二十条関係）

1 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができること。その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基

準を参酌して定めるものとする。

イ 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

ロ 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、保育の実施に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

ハ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者は、その設置する幼保連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。その際、条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大

臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

イ 次のいずれかに該当する施設であること。

(イ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(ロ) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

ロ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園である旨の表示に係る規定を削除すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

第五 農林水産省関係（第五章関係）

一 農業改良助長法の一部改正（第二十一条関係）

都道府県が協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、又は変更するに際し必要な農林水産大臣へ

の協議を廃止すること。

二 森林病虫害等防除法の一部改正（第二十二条関係）

1 都道府県知事が都道府県防除実施基準を定め、又は変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、同基準を策定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告するものとする
こと。

2 都道府県知事が高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又は変更するに際し必要な農林水産大臣への同意を要する協議を廃止し、都道府県知事が当該区域を指定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告するものとする。ただし、特定原因病虫害により都道府県の区域内に発生している被害が当該都道府県の区域を越えて拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合には、同意を要する協議を要するものとする。

三 漁港漁場整備法の一部改正（第二十三条関係）

市町村長又は都道府県知事が漁港の区域を指定し、又は変更するに際し必要な農林水産大臣の認可を廃止し、市町村長又は都道府県知事は、漁港の区域を指定し、又は変更したときは農林水産大臣に報告

するものとする。

四 農山漁村電気導入促進法の一部改正（第二十四条関係）

都道府県知事による電気導入計画の策定義務を廃止し、都道府県知事が同計画を策定することができるものとする。

五 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正（第二十五条関係）

1 都道府県知事が農業振興地域整備基本方針のうち農業生産の基盤の整備及び開発等に関する基本的な事項を定めるに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止すること。

2 市町村が農業振興地域整備計画のうち農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を定めるに際し必要な都道府県知事への協議を廃止すること。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正（第二十六条関係）

小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行おうとする都道府県による事業計画の作成等に係る規定を削除すること。

二 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正（第二十七条関係）

主務大臣による協業組合の認可、命令等に係る経済産業大臣への通知及び主務大臣による商工組合等の認可、命令等に係る経済産業大臣への協議に係る規定を削除すること。

三 中小企業支援法の一部改正（第二十八条関係）

都道府県知事による中小企業支援事業の実施に関する計画の作成を努力義務とするとともに、経済産業大臣が中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるに当たっては、都道府県知事の意見を求めるものとする。

四 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正（第二十九条関係）

1 都道府県知事による地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想の作成及びその主務大臣の認定等に係る規定を削除すること。

2 都道府県知事は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針に基づいて、地域産業資源の内容を定めることができることとし、これを定めるときは遅滞なく公表するとともに主務大臣へ通知するものとする。

3 主務大臣は、地域産業資源活用事業計画が2の地域産業資源を活用して行われるものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 主務大臣に係る規定の整備をすること。

五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正（第三十条関係）

地方公共団体による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に定める事項のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項並びにその他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項に係る規定を削除すること。

第七 国土交通省関係（第七章関係）

一 港湾法の一部改正（第三十一条関係）

1 港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可は、重要港湾及び避難港に係るものについては国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議とし、避難港以外の地方港湾に係るものについては国土交通大臣又は都道府県知事への届出とするともに、所要の事後的是正措置を設けること。

2 国有財産である港湾施設又は工事の費用を国が負担し若しくは補助した港湾施設を含まない特定埠頭の運営の事業の認定に係る国土交通大臣の同意は、国土交通大臣への通知とすること。

二 公営住宅法の一部改正（第三十二条関係）

1 公営住宅及び共同施設の整備基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるものとする事。

2 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならぬものとする事。

イ その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えない事。

(イ) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額
以下で事業主体が条例で定める金額

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、(イ)の政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

三 道路法の一部改正（第三十三条関係）

1 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準のうち、政令で定めるもののほかは、政令で定める基準を参酌して、都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

2 都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式に係る基準のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるもののほかは、内閣府令・国土交通省令で定める基準を参酌して、都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

3 都道府県知事の都道府県道の路線の認定、変更又は廃止に係る国土交通大臣への協議に係る規定を削除すること。

四 海岸法の一部改正（第三十四条関係）

海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行に係る主務大臣の承認を、主務大臣への同意を要する協議とすること。

五 下水道法の一部改正（第三十五条関係）

1 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可を廃止し、都道府県知事又は国土交通大臣への同意を要しない協議が必要とすること。ただし、都道府県が流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道又は流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更については協議を必要とせず、国土交通大臣への届出を要するものとし、当該届出を受けた国土交通大臣は当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

3 事業計画の認可の基準に係る規定を、事業計画の要件に係る規定に改めること。

六 河川法の一部改正（第三十六条関係）

準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとする。

七 都市計画法の一部改正（第三十七条関係）

1 都道府県が大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画を決定するに際し必要な国土交通大臣の同意を要する協議を不要とすること。

2 市が都市計画を決定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

八 国土利用計画法の一部改正（第三十八条関係）

土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

第八 環境省関係（第八章関係）

一 大気汚染防止法の一部改正（第三十九条関係）

大気汚染防止法第五条の三第一項の指定ばい煙総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における

環境大臣の同意を不要等とするものとする。

二 自然環境保全法の一部改正（第四十条関係）

自然環境保全法第四十九条第一項の都道府県自然環境保全地域の特別地区を都道府県知事が指定又は拡張する場合における環境大臣の協議を不要とするものとする。

三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正（第四十一条関係）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（及び第九条第一項の粒子状物質総量削減計画）を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要等とするものとする。

四 ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正（第四十二条関係）

ダイオキシン類対策特別措置法第十一条第一項の総量削減計画を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要等とするものとする。

第九 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

2 地方公営企業法の一部改正等 平成二十三年四月一日から施行

3 内閣府設置法の一部改正等 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。

四 政府は、第一の三の規定の施行後三年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 政府は、第四の一等による改正後の児童福祉法第二十四条の十二等の規定の施行の状況等を勘案し、

これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

